

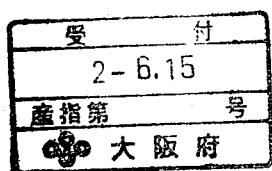
様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和2年 6月 15日

大阪府知事 殿



提出者

住所 大阪府摂津市西一津屋1番1号

氏名 ダイキン工業株式会社 淀川製作所
執行役員所長 村井 哲

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6349-0259

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	淀川製作所
事業場の所在地	大阪府摂津市西一津屋1番1号
計画期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	16・化学工業 25・汎用機械器具製造業 27・業務用機械器具製造業□
②事業の規模	54,049百万円
③従業員数	2,402人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1の通り

(日本工業規格 A列4番)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度(令和元年)実績】		①現状			
産業廃棄物の種類	①汚泥	②废油	③腐酸	④魔アルカリ	⑤魔プラスチック類
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量 (これをすでに実施した段組)	0 t	343 t	0 t	0 t	0 t
化学製品副生油(廢油)をフロン燃焼炉で燃却燃焼し、生成する フジ酸からフジ化カルシウム(再生灰石)を回収しお砂料 として利用 (廃油の燃却により生成するフジ化カルシウムの量)					

【目標(令和2年度)】

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度(令和元年)実績】		②計画			
産業廃棄物の種類	①汚泥	②废油	③腐酸	④魔アルカリ	⑤魔プラスチック類
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量 (今後実施する予定の段組)	0 t	276 t	0 t	0 t	0 t
・フロン燃焼炉による廃油燃却燃焼の適運転燃焼					

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度(令和元年)実績】		①現状			
産業廃棄物の種類	①汚泥	②废油	③腐酸	④魔アルカリ	⑤魔プラスチック類
自然回収を行った 産業廃棄物の量 (自然回収により被 量した産業廃棄物の量 (これをすでに実施した段組)	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
・廃水処理施設の脱水処理 ・化学製品副生油(廢油)をフロン燃焼炉で燃却燃焼 ・フロン燃焼炉(等流)2号装置による安定稼働					

【目標(令和2年度)】

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度(令和元年)実績】		②計画			
産業廃棄物の種類	①汚泥	②废油	③腐酸	④魔アルカリ	⑤魔プラスチック類
自然回収を行った 産業廃棄物の量 (自然回収により被 量した産業廃棄物の量 (今後実施する予定の段組)	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
・魔水処理施設の含水濃度の焼付 ・化学製品副生油(廢油)をフロン燃焼炉で燃却燃焼 ・フロン燃焼炉の安定稼働					

②計画

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

自ら行う産業廃棄物の処理立入処分又は海洋投入処分に関する事項

【前半年度(令和元年)実績】			①現状						
①現状	産業廃棄物の種類	①汚泥	②廃油	③廃酸	④廃アルカリ	⑤廃プラスチック類	⑥木くず	⑦金属くず	⑧ガラスくず
	自ら運び出さない又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組) ・実施していない	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

【目標(令和2年度)】			②計画						
②計画	産業廃棄物の種類	①汚泥	②廃油	③廃酸	④廃アルカリ	⑤廃プラスチック類	⑥木くず	⑦金属くず	⑧ガラスくず
	自ら運び出さない又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組) ・予定なし	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前半年度(令和元年)実績】			①現状						
①現状	産業廃棄物の種類	①汚泥	②廃油	③廃酸	④廃アルカリ	⑤廃プラスチック類	⑥木くず	⑦金属くず	⑧ガラスくず
	全処理委託量 優良認定者登録化者 への処理委託量 再生利用者への 処理委託量 認定廃回収業者 への処理委託量 認定廃回収業者 の熱回収行う業 (これまでに実施した取組)	6,264 t	762 t	11 t	826 t	651 t	286 t	266 t	14 t

・処理委託開始前:

WD Sにより産業廃棄物性状情報を提供。

現地視察により産業廃棄物性状に適した方法であることを確認。

・定期的に処理状況の現地調査を実施。

・定期的に行う業者への処理委託はWD S実施。

・H2 1年度に電子マニフェストを導入済み。

自ら行う産業廃棄物の処理立入処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

②計画

【目標(令和2年度)】							
②計画				③計画			
施業廃棄物の種類	①汚泥	②廃油	③魔鏡	④魔アルカリ	⑤魔プラスチック類	⑥木くず	⑦金属くず
全処理委託量	6,100 t	920 t	10 t	750 t	690 t	260 t	210 t
量販店定回収業者への処理委託量	1,500 t	600 t	10 t	750 t	560 t	250 t	15 t
再生利用業者への処理委託量	2,100 t	360 t	4 t	150 t	180 t	260 t	200 t
認定樹回収業者への処理委託量	0 t	160 t	0 t	200 t	10 t	0 t	0 t
外の熱回収を行業者の熱回収を行業者	800 t	400 t	2 t	400 t	500 t	0 t	10 t
②計画						5 t	t

(今後実施する予定の取組)

- 新規処理委託先は基本的に優良自販定め業者から選定する。
- 新規処理委託先は基本的には定期的現地確認を実施する。
- 委託先の処理内容・中間検査後の危機プローブを把握し、
- 自家廃棄物の性状に適した委託ルートを確立する。
- 委託先とのコミュニケーションを更に強める。
- 処理ルート整備化等、処理困難品の委託分金を確保する。
- 相場調査ペレットや空容器の再資源化を推進する。

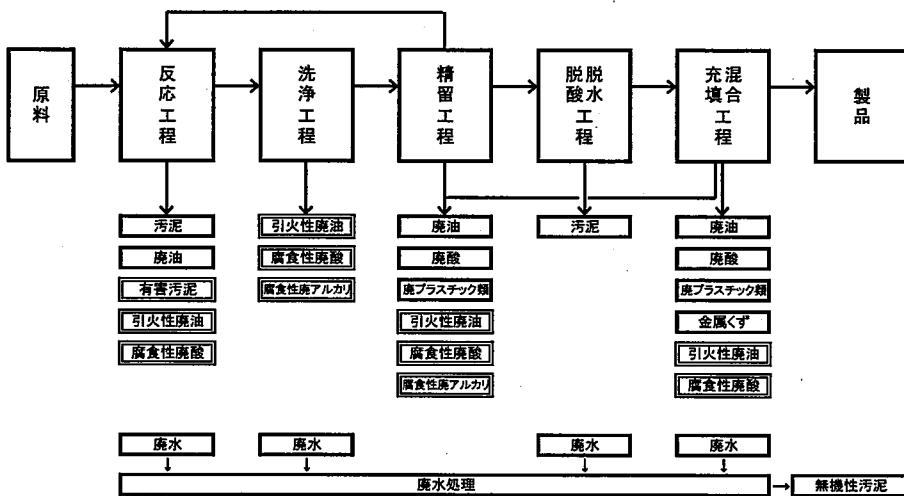
(第6面)

備考

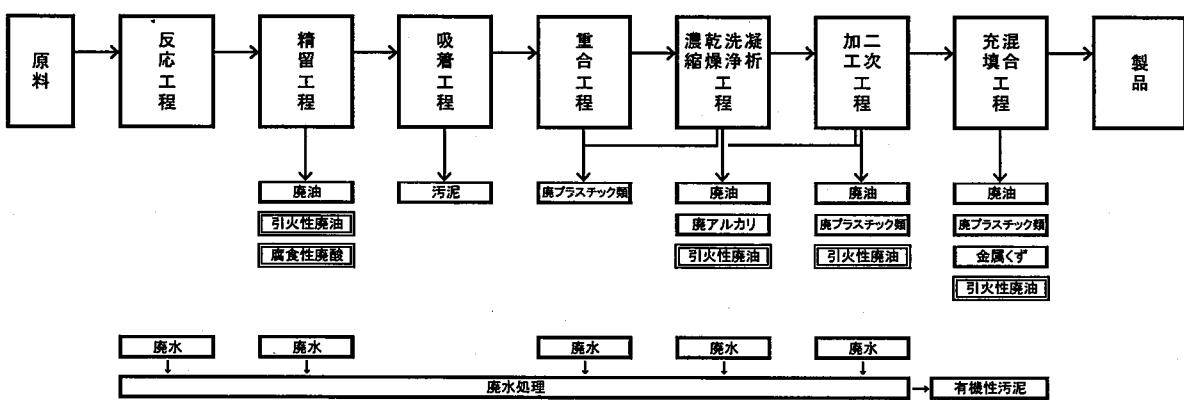
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1. 産業廃棄物発生工程フロー

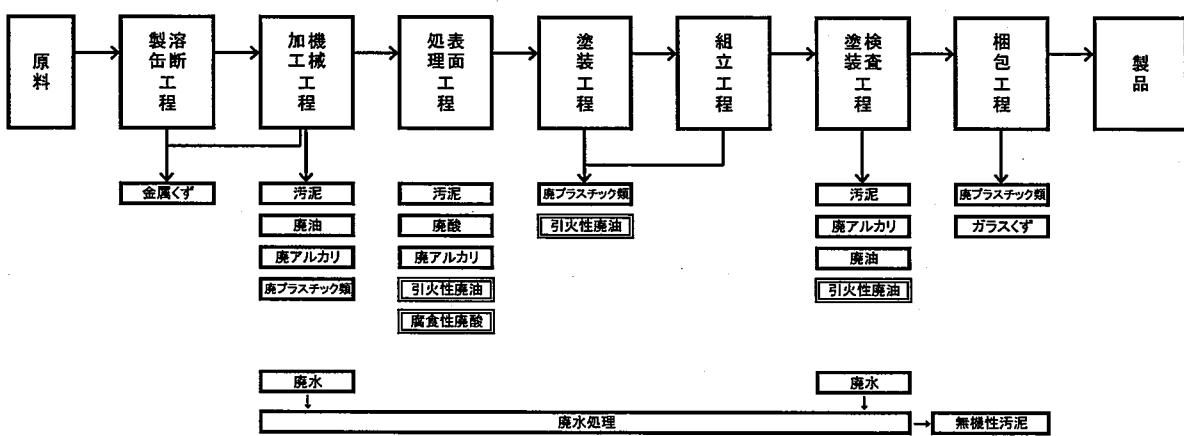
化学品製造工程フロー図



フッ素樹脂製造工程フロー図

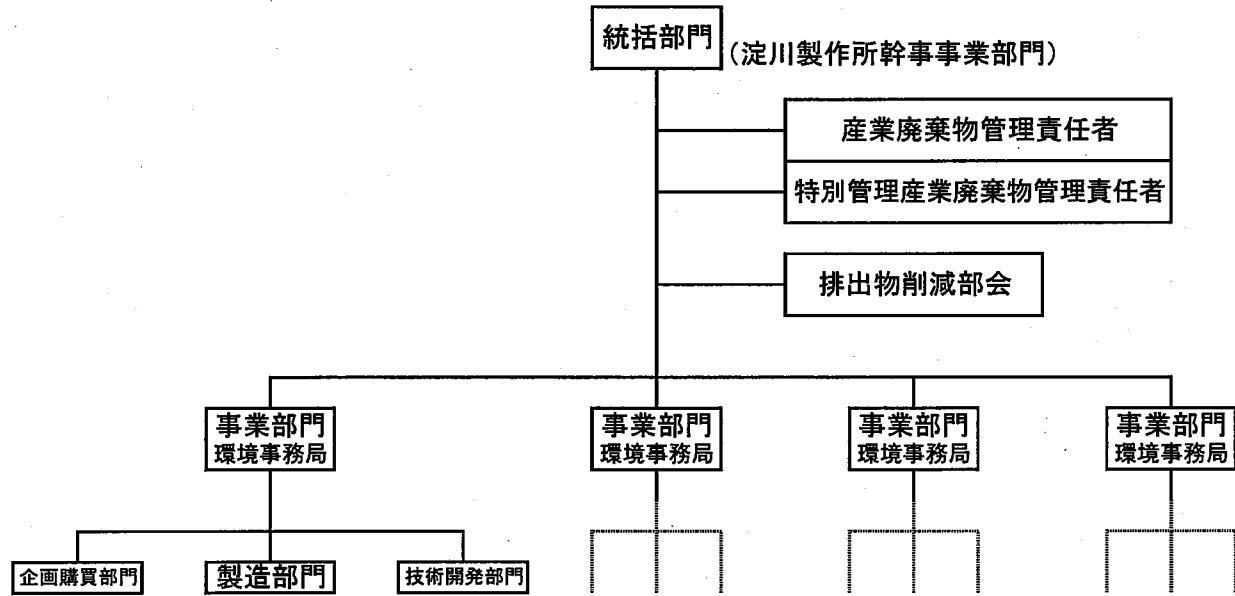


機械製造工程フロー図



別紙2. 管理体制図及び各部署の役割

〔管理体制図〕



〔各部署の役割〕

部 塚	役 割
統括部門	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の発生工程ごとの発生量・性状の把握 ・産業廃棄物ごとの処理委託業者の選定及び契約管理 ・電子マニフェストの運用管理 ・処理委託台帳の管理 ・処理委託先の処理状況視察(定期及び不定期) ・行政に対する報告等 ・産業廃棄物の適正管理及び減量化に関する社内啓発 ・事業場共通発生廃棄物の集積管理及び処理委託先への引渡し ・中間処理施設の維持管理に関する情報開示 ・各部門間の調整及び指示
排出物削減部会	<ul style="list-style-type: none"> ・事業場共通発生品の分別・再資源化に関する企画立案 ・事業場共通発生品の分別回収に関する社内啓発
事業部門環境事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・自部門で発生する産業廃棄物の発生工程ごとの発生量・性状の把握 ・自部門で発生する産業廃棄物の適正管理に関する部門内啓発 ・自部門で発生する産業廃棄物の減量化計画の策定及びその実行
製造部門	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握 ・産業廃棄物発生工程の設備及び運転状況の管理 ・産業廃棄物保管場所の維持管理及び保管状況の管理 ・中間処理施設の稼働状況の把握、記録の作成等 ・産業廃棄物の分析及び環境事象の分析、測定等 ・上記について自部門の環境事務局に報告
技術開発部門	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物発生量削減等の製造プロセス検討 ・副生品の有効利用に関する技術検討
企画購買部門	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理費用及び技術検討費用の予算管理 ・産業廃棄物処理委託料金支払いによる業者管理